

大洋園 短期入所生活介護 重要事項説明書

〈 年 月 日現在 〉

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0428-31-3666 (午前9時30分～午後5時00分まで)

担当 生活相談員

※ご不明な点は、何でもご相談下さい。

2. 特別養護老人ホーム大洋園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

提供サービス等	従来型短期入所生活介護 (東京都・1372800373) ユニット型短期入所生活介護 (東京都・1372801926)
施設名称	特別養護老人ホーム 大洋園
所在地	東京都青梅市今井5丁目2440番地の141

(2) 職員体制

職種	常勤	非常勤	計	備考
管理者	1名	名	1名	特別養護老人ホーム大洋園の管理者と兼務
医師	名	3名	3名	内科・精神科
生活相談員	3名	名	3名	介護支援専門員と兼務 特別養護老人ホーム大洋園と兼務
管理栄養士	1名	名	1名	特別養護老人ホーム大洋園と兼務
機能訓練指導員	1名	名	1名	特別養護老人ホーム大洋園と兼務 大洋園デイサービスセンターと兼務
介護支援専門員	3名	名	3名	生活相談員と兼務 (内3名) 特別養護老人ホーム大洋園と兼務
看護職員	7名	1名	8名	特別養護老人ホーム大洋園と兼務
従来型介護職員	40名	5名	45名	
ユニット型介護職員	14名	13名	27名	
事務職員	4名	名	4名	

(3) 同施設の設備の概要

特別養護老人ホーム 定員	160名	
多床室（4人部屋）	104名	26室
従来型個室（1人部屋）	16名	16室
ユニット型個室（1人部屋）	40名	40室

短期入所生活介護 定員	4名	
従来型個室（1人部屋）	2名	2室
ユニット型個室（1人部屋）	2名	2室

静養室 1室1名	医務室 1室	機能訓練室 1室	食堂 3室
ユニット型食堂4室	浴室（リフト浴、チェア浴、ミスト浴、個浴槽）		

3. サービス内容

- ① 食事：（従来型）朝食午前7時30分、昼食午後12時00分、夕食午後6時00分
（ユニット型）朝食午前7時30分、昼食午後12時30分、夕食午後6時30分
- ② 入浴：1週間ご利用頂いた場合、原則2回入浴頂けます。体調に応じて清拭となる場合があります。また、ご利用日数や曜日によっては入浴出来ない場合もあります。
- ③ 介護：食事、排泄、入浴、移動、整容等の介助、体位交換（状態に応じて）、シーツ交換、ベッドメイキング等、日常生活に係わる介護を行います。
- ④ 生活相談：生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
- ⑤ 健康管理：短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。また、一日一回バイタルの測定を行います。
- ⑥ 理美容：毎月二回、理容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
（ご希望の場合は、事前にご連絡下さい。）

4. サービスの利用方法

(1) 利用申し込み

- ① まずは、お電話等で居宅介護支援事業所へお申し込み（ご予約）ください。初回のご利用期間決定後、契約を締結します。
- ② 2回目以降の利用については、1回目と同様にお電話等で居宅介護支援事業所へお申し込み（ご予約）ください。その際前回の利用から3ヶ月以上利用が無い場合においては、契約を再度締結したうえで、利用する事になります。
- ③ サービスの利用に当たっては、契約が有効であっても、利用者が希望する日の予約が既に埋まっており、予約を取る事が出来ない場合がある事をご了承ください。
- ④ 当施設においては、ショートステイのご利用申し込み（予約）をして頂く上で、当施設が別に定める基準にて、ショートステイの利用優先度を公平に検討し、利用予約を承っており、利用希望日にサービスのご利用を頂けない場合がある事を予め

ご了承ください。

(2) 利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

イ) 利用者が介護保険施設に入所した場合

ロ) 利用者がお亡くなりになった場合

ハ) 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

ニ) 3ヶ月以上続けて利用が無い場合。

③ その他

イ) 利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合

ロ) 利用者や家族が当施設や当施設の従業者に対し本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

ハ) やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させて頂くことができます。

なお、契約終了後の予約は無効となります。

ニ) 他利用者や他事業者に対して流言飛語を行うなど、当ホームの信頼を失墜させる行為を行った場合。

ホ) ホームや職員に対しての暴言、暴力、その他以下のようなセクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントに該当する行為があった場合。

※身体的暴力の例

たたく・蹴る・唾を吐く・ひっかく・つねる・物を投げる・飲食を強要する
手を払いのける

※精神的暴力の例

大声で怒鳴る・威圧的な態度で文句を言い続ける・刃物をちらつかせる・
「これくらいやれ」と理不尽なサービスを要求する・無断で写真や動画を撮影したり、SNSに投稿する・電話やメール等の連絡に応じない(無視する)・
不必要な電話を頻繁にかけ、長時間拘束する。土下座や謝罪を強要する
利用料金を滞納し、「請求してこない事業所に問題がある」と支払いを拒否する
過度に不衛生な場所への訪問を強要する・ペットを放し飼いにする(業務に支障が出る場合)

※セクシャルハラスメントの例

必要もなく手や腕、身体をさわる・抱きしめる・ヌード写真を見せる。

卑猥な言動を繰り返す・自宅の住所や連絡先を何度も聞いてくる。
ストーカー行為・アダルトグッズ等を目の見える場所に置いておく
訪問時に部屋に鍵をかける・容姿や身体的特徴について発言する
常識の範囲を超えて接近する

※その他の例

- ・利用者としての立場を濫用し、威嚇や脅迫をする行為。例えば反社会的勢力が後ろ盾にある事による脅迫など。
- ・不当、過剰、法外な要求や対応の強要。
- ・職務妨害行為。例えば長時間に渡って職員を拘束するなど。

5. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

短期入所生活介護を利用することにより、少しでも、ご家族の負担が軽減されまた、利用者が楽しい一時を過ごせるよう努めていきます。

(2) サービス利用のために

	有	無	備	考
職員への研修実施	有			
サービスマニュアル作成	有		職員の研修を実施しています。	

(3) 施設利用にあたっての留意事項

① 面会

午後2時から4時30分まででしたら自由に面会することができます。尚、感染症等の流行により面会の方法、時間、人数を制限することや、一時的に中止することがあります。

健康状態に問題なく、どなたかのお迎えがあれば、いつでもできます。その際、事前にご連絡下さい。尚、感染症等の流行により外出を一部制限・中止する場合があります。

② 飲酒、喫煙

飲酒は、他人に迷惑をかけず、疾病的に問題なければ可能です。館内での喫煙は出来ません。

③ 設備、器具の利用

各階にテレビが設置されていますので、他の利用者と一緒にご覧下さい。

④ 金銭、貴重品の管理

自己管理の場合、当園の責任は負いかねますのでなるべく高額なものは、ご遠慮下さい。

⑤ 所持品の持込み

スペースに限りがございますので、必要最低限の物でお願いします。

⑥ 宗教活動

施設内での勧誘および、他の利用者に不安を与える活動はご遠慮下さい。

⑦ ペット

施設内にペットを連れて来るのは、ご遠慮下さい。

⑧ 携帯電話の持ち込みについて

自己で管理が可能な方のみ持ち込みが可能です。また自己所有の携帯電話にて 110 番通報や 119 番通報などの緊急通報は行わないで下さい。体調不良時は職員にお伝え下さい。

6. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族へ速やかに連絡いたします。

7. 非常災害対策

(1) 非常災害時の対応

自衛消防隊員が活動します。また、火災が発生すると自動的に消防署へ連絡が、行くようになっています。

災害時の備蓄食料として、3 日分の飲料水（1, 4 4 0 ㍓）、3 日分の備蓄食料（1, 4 4 0 食）、備蓄燃料を常時確保しております。

(2) 防災設備

消火器、屋内消火栓、スプリンクラー

(3) 防災訓練

月 1 回、様々な場面を想定して実施しています。

(4) 防火責任者

大 堀 隆 二

8. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設利用者相談・苦情・事故発生時の担当

担当 生活相談員 福田広樹 ・ 山崎寛久 ・ 山浦保子

電話 0 4 2 8 - 3 1 - 3 6 6 6 Mail : soudanshitsu@issekikai.jp

(2) 保険者（市区町村の介護保険課等）

(3) 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 0 3 - 6 2 3 8 - 0 1 7 7

9. 当法人の概要

名称・法人種別

社会福祉法人 一 石 会

代表者役職・氏名

理事長 大 堀 洋 一

法人本部所在地

東京都青梅市今井 5 丁目 2 4 4 0 番地の 1 4 1

電話番号

0 4 2 8 - 3 1 - 3 6 6 6

当法人における実施事業

1. 介護老人福祉施設 (3ヶ所)
2. 短期入所生活介護 (3ヶ所)
3. 通所介護 (4ヶ所)
4. 認知症対応型通所介護 (2ヶ所)
5. 居宅介護支援 (3ヶ所)
6. 訪問介護 (1ヶ所)
7. 小規模多機能型居宅介護 (1ヶ所)
8. 認知症対応型共同生活介護 (1ヶ所)
9. 地域包括支援センター (1ヶ所)
10. 高齢者見守り相談窓口 (1ヶ所)
11. その他これに付随する事業

短期入所生活介護を利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

〈事業者〉

所在地 〒198-0023 東京都青梅市今井5丁目2440番地の141

名 称 特別養護老人ホーム 大洋園

説明者 所属 生活相談員

氏 名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

〈利用者〉

住所

氏名 印

〈身元引受人〉

住所

氏名 印

2024年 4月1日 施行